



竹田ゆかり市政通信

「通信」という言葉には交流・ふれあいの意味があります

〒248-0024 鎌倉市稲村ガ崎 5-31-11 連絡先 090-3535-4474

E-mail yukari.ain@gmail.com ホームページ <http://yukari-0031.xsrv.jp>

市民置きざりの公共施設再編計画に待った！ 2月議会一般質問①

鎌倉市は今年度中に「公共施設再編計画」を策定する予定だ。全国の自治体が共通の課題としている公共施設の老朽化・人口減少・財源確保の難しさなどから、今後の公共施設のあり方を見直し、次世代に過大な負担を残さない持続可能なサービス提供をめざす…としている。これ自体に異論はないが、今後、60年後70年後まで使うことになる公共施設のあり方を、市民や関係団体との十分な議論なしに決定してよいのか。庁内議論は十分なされたのか。策定委員会(外部組織)発足から2年5カ月での計画策定。この間の取り組みを質すため、教育関連施設を中心に質問した。

鎌倉市は2012年、3月に「公共施設白書」を作成し、同年9月に関係条例を制定後、「公共施設再編計画策定委員会」を立ち上げている。条例では、委員の構成は「学識経験を有する者」「公共的団体が推薦する者」または「市職員のうち市長が委嘱または任命する者」となっている。その後策定された「検討推進体制」の中には、委員として「市民代表等」という文言もある。

しかし、この2年5カ月の間、市民代表はおろか、公共施設に直接かかわる団体(学校・図書館関係者など)の代表が、計画策定の段階で意見反映をする機会は一度たりともなかった。

市は、市民参画組織として「ワークショップ・e-モニター」を位置づけたとしているが、どれだけ意見反映はなされたのか。昨年9月以降、素案をパブリックコメントに附したが、頂いたご意見の多くから、市民目線に立った計画策定ではなかったということがうかがえる。

計画期間40年に及ぶ市の行政計画を、鎌倉市のことを必ずしも十分ご存知ではない「学識経験者」とする方々が、データをもとに一般論で審議、策定した計画が、果して鎌倉市の実情(土地・地形・風土・文化・市民感情等)に合ったものと言えるのか。市民置き去りの行政計画にならぬよう、取り組みの検証も含めて今後の計画推進のあり方を質した。

策定委員会では、「公共施設の更新等にかかるコストが、40年間で2000億円かかる。」という試算をもとに、コスト50%削減。公共施設の総床面積削減(現在一人当たり約2.3㎡から1.95㎡にする)を目標に審議を進めてきた。審議の結果を受けて庁内プロジェクトチームが作業を進め、協議・調整を庁内検討委員会(関連10課長)がおこない、その結果

を策定委員会に戻すという流れで、計画策定が進められてきた。しかし、肝心の庁内検討会で、鎌倉市の実情に合わせていく十分な協議・調整がなされたのか。数値目標達成、コスト削減に終始した協議でなかったか、大いに疑問の残るものだ。

<主な質問内容>

- ① 計画策定委員会に、市民代表、関係団体の代表が入らなかったのはなぜか。
- ② 現在、鎌倉市の小中学校で施設面の課題はないか。現状把握はなされたか。
- ③ 地域拠点校5校(子育て関連施設・老人福祉、図書貸し出し、地域活動支援、生涯学習機能などが複合化された学校)の計画策定に当たり、将来的な教育施設のあり方も視野に入れた判断がなされたのか。
- ④ 当初地域図書館を貸し出し機能のみとした理由は、図書館の役割をどう認識しているか。
- ⑤ 鎌倉の実情・課題等に合わせて、計画の変更は可能か。その組織・体制は。

<答弁を通して見えてきた課題>

- * 現在鎌倉市立小中学校は、教育活動に必要な施設確保(場所の確保)が十分にできていない。
- * 計画策定にあたって、文部科学省の指針に照らし、将来的な教育施設のあり方を視野に入れた検討がなされていない。
- * 庁内検討会の中で、鎌倉市の実情に合わせるための十分な議論がなされていない。各部のビジョンが生かされていない。

<改善を求めたこと>

取り組みの検証と計画推進に当たり、市民・地域住民・施設に関わる方々との丁寧な議論をすること。各部のビジョンをしっかりと打ち出した議論をすること。

海の家営業時間、話し合い決裂から一転 午後 8 時半までとなったが…。

昨年 6 月「鎌倉市海水浴場のマナー向上に関する条例」が制定された。条例には、海水浴場でのマナーに反する迷惑行為の防止にあたって、市・事業者・海水浴場利用者の責務が明記された。しかし、あくまでも努力義務とされた。一方、海の家の営業については、営業時間などに関する内容について条例には明記されず、事業者組合の自主ルールにゆだねられることになり、逗子市が午後 6 時半まで、藤沢市が 8 時半までとなった中、鎌倉市は、午後 10 時までとなった。

その結果、昨年夏の鎌倉市の海浜は、マスコミの報道もあり、近隣市に比べ、羽目を外しやすいというイメージを持たれ、様々な人が流入することとなった。市のパトロールによる注意件数 6000 件、市に寄せられた苦情件数倍増(昨年 33 件・今年 63 件・特に風紀の乱れ・大騒ぎ・酔っぱらいのたむろなど)、犯罪件数も倍増(置き引き・性犯罪など)した。

この反省から、今 2 月議会で、条例改正案が上程され可決した。この改正案は、海水浴場利用者に対して、「迷惑行為」とされてきたものを「禁止行為」とし、その違反者に指導や勧告ができることとした。しかし、海の家の営業については、市から事業者に対して「営業時間短縮」「ライブハウス禁止」の検討を要望事項として提出した上で、今年も自主ルールに任せることとし、条例に盛り込まれなかった。

県の『ガイドライン』には、「自主ルールは、地元市町をはじめとする関係行政機関、及び市町が必要と判断した場合は、地域の住民(自治会長等)等と協議して策定し…。」とある。鎌倉市も、このガイドラインにのっとり、「鎌倉市海水浴場のあり方ルール協議会」を立ち上げた。構成員は 37 人。(自治町内会・海の家事業者・県行政職員・市職員・商店街、その他関係団体代表者からなる。)

市側は当初、この協議会で、海の家の営業時間などについて協議し、ルールを策定したいと考えていた。その旨を協議会スタートにあたって、海の家事業者に伝えたところ、「それなら、協議会に出席しない!」と断られ、協議会でのルールの策定を断念したと聞いている。つまり、「ルールの策定をしないという結論」を持ってこの協議会はスタートしたということになる。協議会での話し合いの末とられた委員のアンケート結果は、「営業時間を 10 時より短縮するべき」が 15 人、「今まで通りでよい」が 13 人。「判断不可」が 3 人、その他が 5 人となった。少数とはいえ、協議会の意思は、「今より短縮する」ということだが、協議会は“約束通り”、「今後、市と事業者の協議にゆだねる」ことと結論付けた。

私は、昨年の海水浴場のあまりの風紀の乱れから、営業時間等の条例化もやむなしと考えていた。しかし、「あり方ルール協議会」の中で、地域住民の声が反映されて、自主ルールが策定されるならば、その結果を尊重するべきとも考えていた。しかしながら、上記のとおり市と事業者との協議に委ねられることになったわけである。

話し合いは 2 回行われたが、交渉決裂。事業者側は「営業時間午後 10 時まで」を一歩も譲らなかった。市は今夏の海の家開設時期に間に合わせるためには、臨時議会を開き、条例化もやむなしと考え検討に入った。

ところが 3 月 30 日、急転直下、海の家側より、「営業時間を午後 8 時半までとする」申し出があり、市側は「ライブハウスを認める」という形で合意に至ったのである。何としても条例化は避けたい海の家事業者としては、市側に譲歩する形で合意したが、「今夏の状況をふまえて、営業時間の延長を再度主張していく…」と表明している。

結果的に、双方譲歩する形で合意に至ったが、2 月議会で「営業時間 8 時半までとする修正案」(少数否決)が提出されたことも大きく影響したように思う。この修正案に対しては、6 会派が反対討論の中で、「話し合いを尊重したい」と述べていたが、その話し合いとは「地域住民との話し合い(協議会)」でルール策定することを拒否した上での話し合いである。それを尊重するということは、どのような結論が出ようとも受け入れるという覚悟があつてのことだったのだろうか。それとも、初めから午後 10 時までで良いと考えていたのか?

ちなみに、藤沢市は以前から自主ルールにより午後 8 時半までの営業であるが、海浜の風紀が乱れていた。2 年前「音楽イベントの禁止」により落ちつきを取り戻したと聞いている。

どの子ども安心して学び育つために…

「子どもの貧困対策」 2 月議会一般質問②

この 20 年間、日本の相対的貧困率は上昇を続け、2012 年調査では子どもの貧困率(子ども全体に占める貧困層の子どもの割合)は 16.3%。40 人学級であれば、一クラスに 6 人か 7 人の子ども達が「子どもならあつて当然と思われる物がなかったり、経験する機会を奪われていたりして、様々な不利益を受けている」ということだ。鎌倉市においても、就学援助率が、ここ十数年で小学校 1.5 倍に、中学校では 2.5 倍になっている。鎌倉市における「子どもの貧困対策」のあり方を質した。

<改善を求めたこと>

- * 「就学援助制度の案内」を毎年、進級時に配布すること。(全国 61.9%の市町村が配布している。鎌倉市は現在小中学校入学時のみ配布。)
- * 制度から漏れる貧困が生じないよう、申請手続きの簡素化や申請書文面を分かり易くすること。
- * 就学援助対象となる子どもの通う学校(現在、市立小中学校のみ)の拡充をすること。(国立などへ)
- * 学校をプラットホームとした子どもの貧困対策の展開にあたって、スクールソーシャルワーカーの増員をすること。
- * 高校生への就学援助制度を堅持すること。
- * 「生活困窮者自立支援法」(4 月より)施行にあたって、任意事業「学習支援事業」の早期実施をすること。
- * 養護施設等退所後の児童の自立支援(就職・住居)を他市と連携して行うこと。



<お知らせ>

「竹田ゆかり市政通信」のバックナンバーは、ブログあるいはホームページでご覧いただけます。

(議員就任以来、議会ごとに発行しています)